

島農本リ管 11 号
令和 8 年 6 月 2 日

報道各社 御中

島根県農業協同組合
代表理事組合長 竹下 克美

「デラウェア」における農薬誤使用による自主回収について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本組合より取扱出荷しました、1名の生産者の「デラウェア」に農薬の誤使用をしている事実が判明したので報告いたします。

現在、自主回収を最優先し、また、残留農薬検査も行っており、安全性の確認をすすめております。

消費者および関係者、組合員の皆様をはじめ、多くの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていることから、その状況についてご報告いたします。

記

1. 概要

○誤使用の状況

JAしまね石見銀山地区本部管内の「デラウェア」一生産者の出荷に際し使用された農薬（有効成分：シエノピラフェン）について、登録があるものの、使用期限が収穫 14 日前までとあるにもかかわらず、他品目について「前日まで」と記入があったことから、同じ期間と勘違いし収穫前日の 5 月 28 日に使用を行い、5 月 31 日に出荷を行いました。

- ・ 6 月 1 日の午前中に発覚し、6 月 1 日以降の出荷を停止しました。
- ・ 5 月 31 日出荷分については、59.56 kg あり、33.4 kg 回収を行いました。

○判明に至った経緯

生産者は 5 月 28 日に「収穫前日まで」に使用できる農薬と誤認し、同日に購入・散布しましたが、6 月 1 日に普及員が栽培状況を確認した際に、ぶどうについては「収穫 14 日前まで」に使用すべきものと指摘があり、農薬取締法の使用基準違反が判明しました。

本来であれば出荷までに生産履歴簿の提出を受け、JA しまねが内容を確認すべきところ、出荷が集中したうへ出荷と同時に生産履歴簿が

提出されたことから、未確認のままの状態での出荷となりました。

○本組合の対応

出荷市場への回収依頼を6月1日午前中に実施しており、自主回収を進めております。

また、本日午前9時に組合長を本部長とする対策本部を設置し対応にあたっております。

2. 安全性の確認について

現在残留農薬の詳細な分析を行っております。農薬メーカーに確認したところ、今回使用量での農作物の摂取では健康被害の発生は極めて低いとの見解を得ています。

3. 今後の対応について

今回の事例検証や今後の対応等を周知するため、指導機関等の指示のもと対応をすすめています。

本件の発生原因を分析し、再発防止に努めます。

以 上

本日（2日）18時まで

本件に関するお問い合わせ先（本店リスク管理部内 ☎0852-67-7731）

（対応部署・役職・担当者名）

米穀園芸部 部長 西尾一俊（にしおかずとし）

米穀園芸部 課長 石井隆弘（いしいたかひろ）

営農対策部 部長 堀越勝幸（ほりごしかつゆき）

6月3日以降

本件に関するお問い合わせ先（☎0853-25-8694）

（対応部署・役職・担当者名）

米穀園芸部 部長 西尾一俊（にしおかずとし）

米穀園芸部 課長 石井隆弘（いしいたかひろ）